

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	庁舎内で商行為等をするときの承認		
根拠例規及び条項	多治見市庁舎管理規則(平成8年規則第3号)第5条		
所 管 部 課 名	総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市庁舎管理規則第4条	
	基 準	<p>規則第4条に規定する禁止行為に該当しないと判断したとき。</p> <p>○第4条に定める禁止行為</p> <p>(1) みだりに危険物若しくは引火しやすい物件を持ち込み、又は引火しやすい物件の近くで火気を取り扱うこと。</p> <p>(2) 喫煙すること。</p> <p>(3) 所定の場所以外に汚物又はごみを投棄すること。</p> <p>(4) 騒ぎ立てること。</p> <p>(5) 多数集合して示威行為をし、又は居座って事務執行に支障を来すこと。</p> <p>(6) 面会を強要すること。</p> <p>(7) 示威、宣伝及び陳情のため、旗、のぼり及びプラカードの類を持ち込むこと。</p> <p>(8) 通行の妨害となる行為をすること。</p> <p>(9) みだりに扉等を開閉し、備付けの器物を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序の維持、適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をすること。</p>	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
	標準処理期間	総日数 3日程度 (注: 休日は含まない。)	
間 標 準 処 理 期	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 3日	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
	備 考		